

※出席停止の期間の基準：学校保健安全法施行規則第十九条二項

「インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。」

例 1

発症日2/1 0日目	発症後2/2 1日目	発症後2/3 2日目	発症後2/4 3日目	発症後2/5 4日目	発症後2/6 5日目	発症後2/7 6日目
発熱	解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可

例 2

発症日 2/1 0日目	発症後 2/2 1日目	発症後 2/3 2日目	発症後 2/4 3日目	発症後 2/5 4日目	発症後 2/6 5日目	発症後 2/7 6日目	発症後 2/8 7日目	発症後 2/9 8日目	発症後 2/10 9日目
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱後 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

「新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。」

例 1

発症日2/1 0日目	発症後2/2 1日目	発症後2/3 2日目	発症後2/4 3日目	発症後2/5 4日目	発症後2/6 5日目	発症後2/7 6日目
発熱	軽快 0日目	軽快後 1日目				登校可

例 2

発症日2/1 0日目	発症後2/2 1日目	発症後2/3 2日目	発症後2/4 3日目	発症後2/5 4日目	発症後2/6 5日目	発症後2/7 6日目	発症後2/8 7日目	発症後2/9 8日目
						軽快 0日目	軽快後 1日目	登校可